

■発行日 2023年 12月20日  
■発行責任者 加賀 正孝

■郡山市西田町木村字池の上18-2 あいた一男後援会事務所  
■電話/FAX 024-983-0949

## ご支援に 感謝！感謝！

日頃より後援会活動にご理解・ご協力をいただき誠に有難うございます。  
遅くなりましたが、8月に行われました郡山市議会議員選挙には、記録的な酷暑の中皆様方の格別なるお力添えを賜り、あいた一男議員を三たび議会に送り出すことが出来ました。

本当に有難う御座いました。心から感謝申し上げます。

今後とも、議員には気軽に声をかけていただき、議員として大成するよう叱咤・激励をよろしくお願い致します。

後援会長 加賀 正孝

## 議会活動報告

郡山市の12月定例議で、12月5日(火) 會田一男議員が一般質問に登壇し、急増するインフルエンザ、放課後児童クラブの料金など7項目に渡って質問しました。

重要と思われる項目を抜粋して以下に掲載します。詳細は「あいた一男ホームページ」をご覧ください。

### インフルエンザについて

コロナが落ち着きを見せたと思ったら、今度はインフルエンザが猛威を振っているようです。

#### (1) 本市のインフルエンザ流行の現状について

本市のインフルエンザ流行の現状について当局の見解を伺います。

【回答】 本市において指定されている13医療機関からの報告によれば、インフルエンザ感染者数は、全国同様、昨シーズンからの流行が収束しないまま、9月4日からの今シーズンの流行を迎えました。

9/4～10までの定点当たり3.23人の報告でしたが、10月から増加傾向となり、11/20～26の週は55.69人となっております。 \*回答:保健福祉部

#### (2) 小中学校における臨時休業について

##### ① 学校における臨時休業の状況について

インフルエンザの感染により小中学校において、学級閉鎖や学年閉鎖が生じております。本年10月以降のその状況と閉鎖の平均日数を伺います。

【回答】 集計期間:10/1～11/30 2ヶ月

休校	3校	平均閉鎖日数:2.6日
学年閉鎖	8校(15学年)	*回答:学校教育部
学級閉鎖	35校(116学級)	

##### ② 臨時休業の対象となった児童生徒数について

本年10月以降の学級閉鎖等の対象となった児童生徒数について伺います。

【回答】 集計期間:10/1～11/30 2ヶ月

小学生	4,030人	合計:4,805人
中学生	775人	*回答:学校教育部

#### (3) こどものインフルエンザ予防接種助成について

本市ではインフルエンザの予防接種に関し、高齢者等に対しては公費で助成され、自己負担額1,200円で接種することが出来ます。

少子化が見込まれ、今一番大事な子供たちにはその助成がありません。予防接種費用は高額で、小学生以下は2回の接種が必要であり、家庭の負担が大きく、接種をためらう家庭が多く、現在の蔓延につながっていると思います。

希望する小中学生や幼児が満遍なく予防接種が出来るよう、全額もしくは少なくとも高齢者並みを公費で負担すべきと考えますが、当局の見解を伺います。

【回答】本市のインフルエンザ予防接種の助成対象については、予防接種法第5条第1項に基づく定期予防接種に位置付けられており、発症すると重症化しやすい高齢者の接種に対して、費用助成するものとしております。

**子どものインフルエンザ予防接種は、この定期予防接種に位置付けられていないため、予防接種費用は助成していません。** \*回答:保健福祉部

**放課後児童クラブについて** \*回答はこども部

### (1) 待機児童のある児童クラブへの対応について

2024年度の放課後児童クラブの定員は3,710名となるとのことで、本定例会に放課後児童クラブ増設の補正予算が提出され、4校合計で140名の定員増を図るとしておりますが、現在多くの児童クラブも定員オーバー状態と思います。

増設される4つの学校については待機児童の解消は図られるのでしょうか、他の児童クラブの待機児童については今後どのように対応していくのか伺います。

【回答】本市では、第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランに基づき児童クラブの整備を進めてきたが、女性の就業率向上による保育需要の伸びにより、計画を上回る入所希望が続いており、そのため放課後の時間が長い3年生以下の入所希望者が入所出来るよう増設を進めてまいりました。

今回の補正予算による増設も同様に、低学年の入所希望児童が見込まれる4校に整備するものであるが、**この増設により、直ちに待機児童が解消することは困難**と考えます。

待機児童への対応については、将来を見据えた需要の減少も視野に入れながら、引き続きクラブの増設を行うとともに、公民館やNPO法人等と連携し、児童クラブ以外の場所においても、児童が主体的に学び、生活できる居場所の創出を図ってまいります。

### (2) 民間の放課後児童クラブの料金について

本市には、市直営の放課後児童クラブのほかに民間放課後児童クラブがあり、民間業者と連携してクラブ事業を行っております。民間を利用の保護者負担軽減の為に助成金を出していると理解しております。

各民間放課後児童クラブの利用料を見ますと、いろいろなサービスも含まれていますので一概には言えないのですが、相当ばらつきが見られます。

利用料は、事業者と利用者の保護者との契約であることは承知しておりますが、基本となる預かり料について、市直営の放課後児童クラブと同等となるようなお願いはされているのか伺います。

【回答】・民間放課後児童クラブの料金は、国では放課後児童健全育成事業の総事業費の2分の1を国・県・市町村の負担割合、概ね2分の1を保護者負担と想定して、補助基準額を設定しております。

- ・本市では、民間放課後児童クラブ事業者に「郡山市放課後児童健全育成事業の届出及び補助金申請の手引き」を配布し、国が示す保護者負担の考え方と、補助対象や補助基準額を具体例で示し、保護者負担軽減につながる適正な料金設定を周知しております。
- ・学校施設を活用し、施設・設備面での負担が抑えられている市直営のクラブと民間のクラブでは運営に要する費用が異なること、また、本市の料金が国の示す保護者負担額よりも低額で設定していることから、民間放課後児童クラブに対して**市の料金と同等とすることは難しい**ものと考えております。
- ・なお、民間放課後児童クラブ補助金では、保護者負担の軽減に加え、長時間の開所や送迎支援などの補助項目を設け、民間放課後児童クラブの事業充実を支援しております。